

事務連絡
令和2年9月23日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

最終処分場に係る浸出液の未処理放流事案について

日頃より、廃棄物行政の推進に御尽力いただき感謝申し上げる。

さて、先般、埋立処分の終了した一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場（以下「当該最終処分場」という。）において、現在に至るまでの少なくとも約10年以上もの間、長雨等によって浸出液処理設備の処理能力を超える量の浸出液が発生した際に、浸出液処理設備内の原水槽に排水ポンプ及びホースを設置し、計画された経路を通して未処理のまま浸出液を公共用海域に放流していたことが通報により発覚し、当局より使用停止命令及び改善命令の行政処分がなされたところである。

当該最終処分場は、設置された時期が古く、現在においても調整池の設置が義務づけられていない最終処分場であるものの、本事案においては、以下の点で不適切な管理がされていたものと言わざるを得ない。

- ・当該浸出液処理設備に、長雨等によって発生する保有水等の全量に係る放流水の水質を排水基準等に適合させる能力がなかったこと
- ・保有水等を調整する調整池の設置や、浸出液処理設備が処理できる水量の増強等の適切な改善措置が取られていなかったこと
- ・上記事実を当該最終処分場の設置者又は技術管理者に報告しておらず、組織として問題点を認識し改善する体制が取られていなかったこと

このような不適切な管理が長年にわたって行われていたことは、廃棄物の最終処分場に対する国民の信頼を大きく損なうものであると言わざるを得ない。

貴都道府県及び政令市にあっては、このような不適切な事案の発生を防止し、廃棄物の適正処理を確保するため、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場の設置者又は維持管理者に対し、浸出液処理設備の能力や調整池の容量の確保、長雨等の対策、組織内での連絡・報告体制の確立について注意喚起を行うとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の規定に基づく立入検査等も活用し、廃棄物の最終処分場に対する適切な指導監督を行うようお願いする。

（問い合わせ）

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 伊藤、菊地
代表：03-3581-3351（内線6826）
廃棄物規制課 鈴木、堀江
代表：03-3581-3351（内線7875）